

浜波太漁協組合文書 補遺

(採訪時住所 千葉県安房郡太海村)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	寛永17	1640	辰		6	28	覚（波太村と天面村浜論、一昨年に両村入会申付けのところ、重ねての訴訟曲事につき、魚類分けとり申付）	権八郎㊦、式部㊦、播磨㊦	房州長狭郡浜太村中	折紙	1		8
2	享保19	1734	寅		3		差上申証文之事（根鮑運上、一ヶ年季請負につき）	浜波太村 御請負人 善三良㊦、同所証人 又左衛門㊦、同所名主 長兵衛	御役所様	継紙	1	善三良の印は、料紙の継目部分にあり、左側半分が欠けている	1
3	文化12	1815	亥		4		乍恐以書付奉願上候（磯根鮑運上引続き請負願いたく）	安房国長狭郡浜波太村 名主 善左衛門	勝浦 御役所	縦紙	1		2
4	明治 2	1869	巳		2		村方惣百姓一同奉申上書（八手鍋役、磯根鮑運上、仁右衛門請負のところ、素より村方所持につき村方支配致したく）	御領分浜波太村 村方惣百姓惣代 重郎左衛門㊦、新五郎㊦、組頭 長八㊦、名主 善左衛門㊦他3名	御役所	縦帳	1		3
5	明治 6	1873			8	23	海士船 御鑑札願	第貳大区 四小区 房州長狭郡 浜波太村	千葉県令 柴原和殿	縦帳	1	綴紐部分に押印	4
6	明治 8	1875			12	19	第百九十六号布告写シ 捕魚採藻之為海面ヲ区画シ所用者之借地料ヲ納ム付明治八年二月二十日第二十三号布告写シ（地方税規則等により雑税廃止）			縦紙	1		5
7	明治18	1885			8	26	地所及磯根鮑採漁業書入借入金之証（金125円、磯根鮑採漁業借用につき）	安房国長狭郡濱波太村貳拾四番地 借主 鈴木七郎 同国同郡同村七拾番地 借主 鈴木鉄五郎 他3名	長狭郡北風原村 永井傳重郎殿	継紙	1		6
8	明治24	1891			4	12	発第五一号 税金上納証明書（明治19～23年度税額書上）	長狭郡太海村長 早川亀之助㊦		縦帳	1		7

浜波太漁業組合文書補遺 解説

浜波太漁業組合文書は、すでに平成 16 (2004) 年 3 月に目録を刊行した。その目録作成作業の中で、『漁業制度資料目録』に掲載されていて、水産総合研究センターに所蔵されている文書には存在しないものが二十数点あることが判明していた。我々は、熟慮の上、所在不明文書があることを明記した上で、現在同研究センターに所蔵されている文書についての目録を刊行することにした。どのようにして「紛失した」のかの事情も含めて、できる限り多くの情報を集め、所在不明文書について情報がえられれば、その方がよいと判断したのである。

ところが、所在不明文書のうち 8 点が、神奈川大学日本常民文化研究所の資料室にあることが、目録刊行後、同年八月に判明した。同研究所には、財団法人時代から引き継いだ文書群、および返却作業を開始してからかつての同研究所関係者から寄贈された資料など、未整理の資料群が、相当量ダンボール箱詰め状態で所蔵されている。それらの資料群は、現在のスタッフによって鋭意整理中であるが、かつての事情を知る所員・スタッフも物故されたりしているため、由来不明になってしまったものも多く、正直に言うて思うようにはかどっていないのが現状である。とはいえ、目録刊行後に、所在不明文書が研究所の資料室から発見されたというのは、資料保存機関として恥ずべきことであり、反省しなければならないと深く肝に銘じている。

今回補遺として収録した 8 点の文書の内容は、目録記載の通りであるが、その形状などの情報について特に報告しておきたい。

8 点の文書は、紙縫りでひとつに仮綴されており、再発見されたときには、縦 29 cm 横 11.5 cm の茶封筒に丸めて入れられていた。封筒の裏には、「東京都中央区月島三号地／国立東海区水産研究所内／水産庁資料整備委員会／日本常民文化研究所／年 月 日」と印刷され、表にはペン書きで「千葉県安房郡太海村浜波太 太海漁業協同組合所蔵／水産庁資料館所蔵／裁許状 波太、天面濱論／寛永十七、六、廿八」と記入してあった。

この封筒の記述から判断して、当該文書が、他の浜波太漁業組合文書から分離されたのは、文書が水産資料館に移管された後で、中央水産研究所に移される前の可能性があるということ、また、資料として寛永十七年の浜波太と天面との争論への関心から引き出されたと思われること、さらにペン書きの書体からみて、完全に断定はできないが宇野脩平氏によって抜き出されたのではないかということなどが推測される。この点は、未発見の所在不明文書を探索するためにも参考になりうると思われる。

補遺の目録の配列は、1950年ガリ版刷りで刊行された『漁業制度資料目録』第1集の配列によったが、それと現在の仮綴の状態とでは異同が在ることも指摘しておかなければならない。目録では目録番号1として最初に掲げている寛永十七年の文書は、現在の状態では最後尾に綴じこまれている。『漁業制度資料目録』が、綴じこまれている状態ではなく、目録上だけで年代順に配列した可能性もあり、断定はできないが、現在の仮綴の状態がそのまま原形態であったかどうか、

再検討の余地はありそうである。

さて、次に8点の文書のそれぞれについてであるが、目録番号3以下の6点は、本紙もしくは写しであることが明確であり、問題になるところはない。1、2については、その形式・形状の点で検討を要する問題がある。

まず目録番号1の寛永十七年の文書については、折紙にはちがいないが、文字の書き方が通常の折紙と異なる点が気になる。普通、折紙の場合、折ってあるものを広げると、上段と下段では、文字の方向が逆になる。つまり、上段が上から下に書いてあり、下段はその逆になっているため、下段の文字を読むためには天地をひっくり返して読むが必要になるが、この文書では、上下とも同一方向で書かれているのである。このことがこの文書の評価の上でどういう意味を持つのか、専門的検討が必要に思われる。

次に、目録番号2の享保十九年の文書については、継紙の継ぎ方に問題がある。継いである部分は、末尾の差出人の二人目「同所証人又左衛門 印」となっているところからであるが、文字は継いである両方の紙にかかっているが、印は本文の側にだけ半分ほどが捺されており、後ろの方の紙にはまったく印影がない。さらに、年月日・宛名の記されている後半部分の紙の質は、本文側の紙とは一見してわかるほど異なっている。このことは、この文書が、合成されたものではないかと疑わせる十分な根拠となる。

以上の点は、原文書によってのみ確認できる事実で、筆写校本に筆写されている文面だけでは絶対に分からない問題である（ちなみに、8点の文書はすべて筆写されている）。この2点の文書が太海近辺の磯漁についての漁業権にかかわる重大な意味を持っているだけに、長い間原文書を確認できない状態にしてしまったことは、資料の管理に当たってきたものとして極めて重い責任を負っていることを自覚せざるをえない。原文書を上述したような状態にしてきてしまったことが、この地域の漁業のあり方を明らかにしようと努めてきた人々、特に、研究者のみならず、文書を維持管理してきた浜波太の漁民およびその御子孫に対して深く陳謝したい。なお、この8点の文書は、可及的速やかに、水産総合研究センターに移管し、他の浜波太漁業組合文書とともに閲覧可能にする予定である。同地域を対象とする漁業研究者、郷土史研究者の方々には是非ご参照をお願いしたい。

(神奈川大学日本常民文化研究所長 橘川俊忠)